

令和元年第 5 回中津川市議会（定例会）

提出予定追加議案

令和元年 9 月 9 日開催の第 5 回中津川市議会（定例会）に、条例 1 件、その他 1 件、合計 2 件の議案を追加提出します。

（条 例）

1、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

①幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い改正する。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、これまで教育認定を受けている子どもは主食及び副食の費用負担を、また、保育認定を受けている 3 歳以上の子どもについては主食のみを負担する規定であったが、食事の提供に要する費用の取り扱いが変更されたことから改正する。

②食事の提供に要する費用のうち副食費を、保育認定を受けている 3 歳以上の子どもの保護者から実費徴収できる費用とする。

食事の提供に要する費用のうち副食費は、下記の i、ii に該当する場合はその支払いを免除する。

i 年収 360 万円未満相当世帯

（教育認定を受けている子ども※1 の世帯に係る市民税所得割額が 77,101 円未満の場合、及び保育認定を受けている子ども※2 の世帯に係る市民税所得割額が 57,700 円（要保護者等にあつては 77,101 円）未満である場合。）

ii 第 3 子以降の教育認定子ども及び 3 歳以上の保育認定子どもに対する副食費

（教育認定子どもは小学校 3 年生までの兄弟から数えて 3 人目以降の子どもである場合、保育認定子どもは就学前の兄弟から数えて 3 人目以降の子どもである場合。）

※1 公立幼稚園、認定こども園の幼稚園コース利用の子ども

※2 公・私立保育園、認定こども園の保育コース利用の子ども

③施行期日 令和元年 10 月 1 日

※ 令和元年 8 月 29 日（9 月議会初日）に同名の議案（議第 90 号）を提出しましたが、本日、官報にて内閣府令の誤りに関する正誤表が公表され、既に提出している部分で影響を受ける内容が含まれていたため、議第 90 号を撤回し、あらためて提出するものです。

(その他)

1、工事請負契約の締結について

- ・工事名 中津川文化会館改修工事（建築主体工事）
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 525,360,000円
- ・契約の相手方 中津川市小川町2番8号
株式会社 吉川工務店
代表取締役 吉川 幸輝

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原
電話：0573-66-1111（内線442）